

慶弔規程(案)

第1条 目的

この規程は、西小岩六軒島町会会則第48条の定めるところにより、西小岩六軒島町会の慶弔に関する事項について定め、もって会員及び親族の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 会員及び親族の定義

1. 本規程において、会員とは、現に西小岩六軒島町会町内に居住しており、町内会費を納めている世帯主をいう。
2. 本規程において、親族とは、会員の配偶者、子供及び会員とその配偶者の直系尊属で、同居して5年以上経過している同居人をいう。
3. 前項において、同居人が病気その他止むを得ない事情により病院等の施設に入所した場合は、前項の同居人とみなすものとする。

第3条 敬老お祝い品

9月の敬老の日に長寿者に御祝品を送り、敬老する。

なお、対象者の年齢、お祝い品の内容についてはその年の役員会で諮る細則にて決める事とする。

第4条 新入学児童、中学卒業生へのお祝い

小学校に入学、中学校を卒業された会員のお子様にお祝い品を贈呈するものとする。

なお、お祝い品の内容はその年の役員会で諮る細則にて決める事とする。

第5条弔慰金・訃報の報告

会員及び親族が死亡したときには、

- ①告別式又はご自宅に原則として会長が香典を遺族に届けるものとする。
- ②町会への連絡が四十九日以降であった場合は香料を遺族に届けるものとする。
- ③各班の班長は、当該班の会員及び親族が死亡したときには、氏名、年齢、死亡月日等、速やかに会長に報告するものとする。
- ④なお、香典、香料金額についてはその年の役員会で諮る細則にて決める事とする。

第6条 特別功労者

町内会長の要職にあった者、及び長年わたくち町内会の活動に貢献した功労者については、役員会に諮り弔慰金の他、弔辞、花輪贈呈等特別の考慮をすることができるものとする。

第7条 委任

この規定に定めない慶弔に関する事項については、町内会長が役員会に諮り定めるものとする。

付則

この規程は、令和4年5月5日より施行